

平成30年度～
平成32年度の

介護保険料が決まりました。

介護保険事業の円滑な運営を図るため、3年ごとに介護保険事業計画を策定し、サービス費用の見込み量等に基づき、介護保険料を算定しています。

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料は、下記のとおり本人及び世帯の市町村民税の課税状況や合計所得金額等により所得に応じた保険料の設定をしております。

平成27～29年度の第6期保険料額からの変更点は、次のとおりです。

平成30年度からの第7期保険料は、要介護認定者数の増や第1号被保険者の負担割合の変更などの影響により、第6期と比べて17.3%増となっています。

平成30～32年度介護保険料の計算方法

基準となる月額保険料 7,927円 × 12月 = 年額 95,124円（基準額）
 基準額（95,124円） × 所得に応じた割合（0.50～2.00）

保険料段階	対象者		割合	年額
第1段階	老齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯員全員が市町村民税非課税の方 生活保護の受給者		0.50	47,562円
第2段階	本人が市町村民税非課税	同じ世帯にいる方全員が市町村民税非課税 本人の合計所得金額等（1）+公的年金等収入額が80万円以下の方	0.50	47,562円
第3段階		本人の合計所得金額等（1）+公的年金等収入額が120万円以下の方	0.65	61,831円
第4段階		第2段階・第3段階以外の方	0.75	71,343円
第5段階		同じ世帯に市町村民税課税者がいる方 本人の合計所得金額等（1）+公的年金等収入額が80万円以下の方	0.85	80,856円
第6段階		第5段階以外の方	1.00	95,124円
第7段階	本人が市町村民税課税	本人の合計所得金額が125万円以下の方	1.10	104,637円
第8段階		本人の合計所得金額が125万円を超え200万円未満の方	1.25	118,905円
第9段階		本人の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	1.50	142,686円
第10段階		本人の合計所得金額が400万円以上700万円未満の方	1.75	166,467円
第11段階		本人の合計所得金額が700万円以上の方	2.00	190,248円

1 合計所得金額から公的年金等の所得金額を控除した額

サービス見込み量に基づく保険料算定の流れ

高齢者人口（第1号被保険者数）を推計
（平成30年度：686千人、平成31年度：690千人、平成32年度：693千人）



要介護認定者数を推計
（平成30年度：176千人、平成31年度：181千人、平成32年度：186千人）



サービス利用にかかる費用（介護保険給付費）を推計
（平成30年度：2,456億円、平成31年度：2,587億円、平成32年度：2,710億円）
計：7,753億円

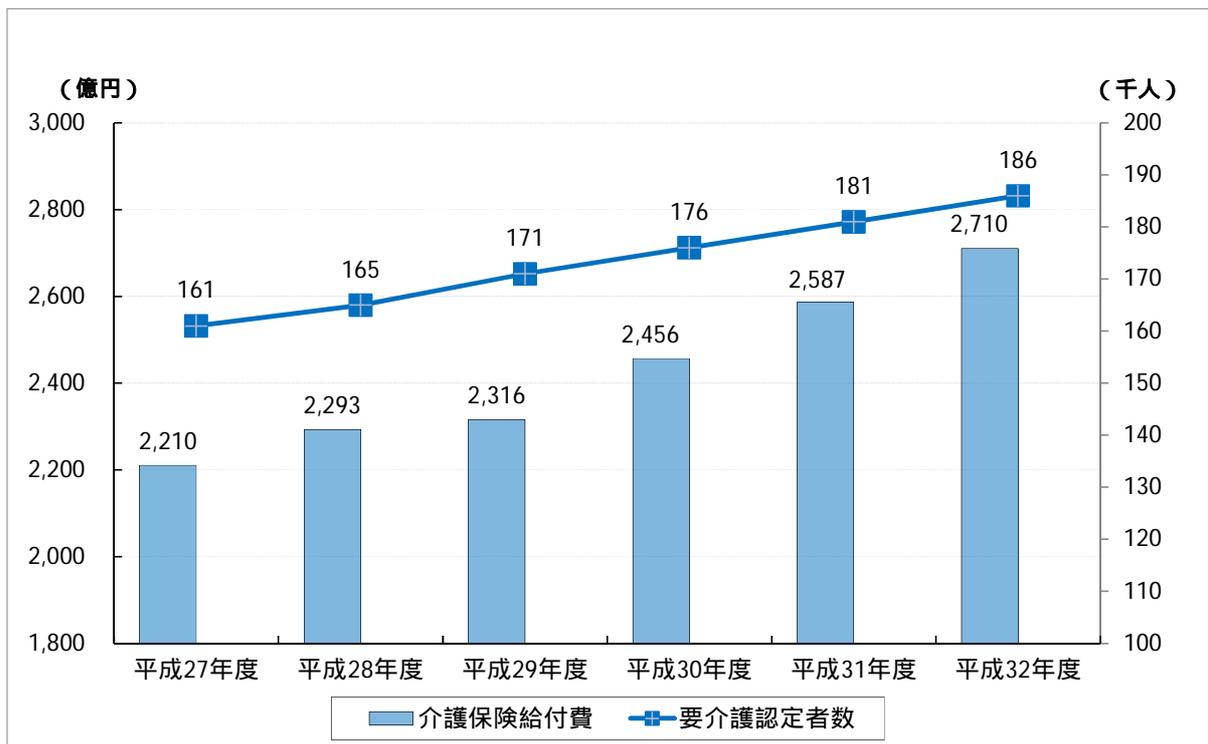


介護保険給付費のうち第1号被保険者負担分（23%）を第1号被保険者数で除算することにより、保険料基準額を算出。



保険料の基準額・月額 7,927円（第6段階）

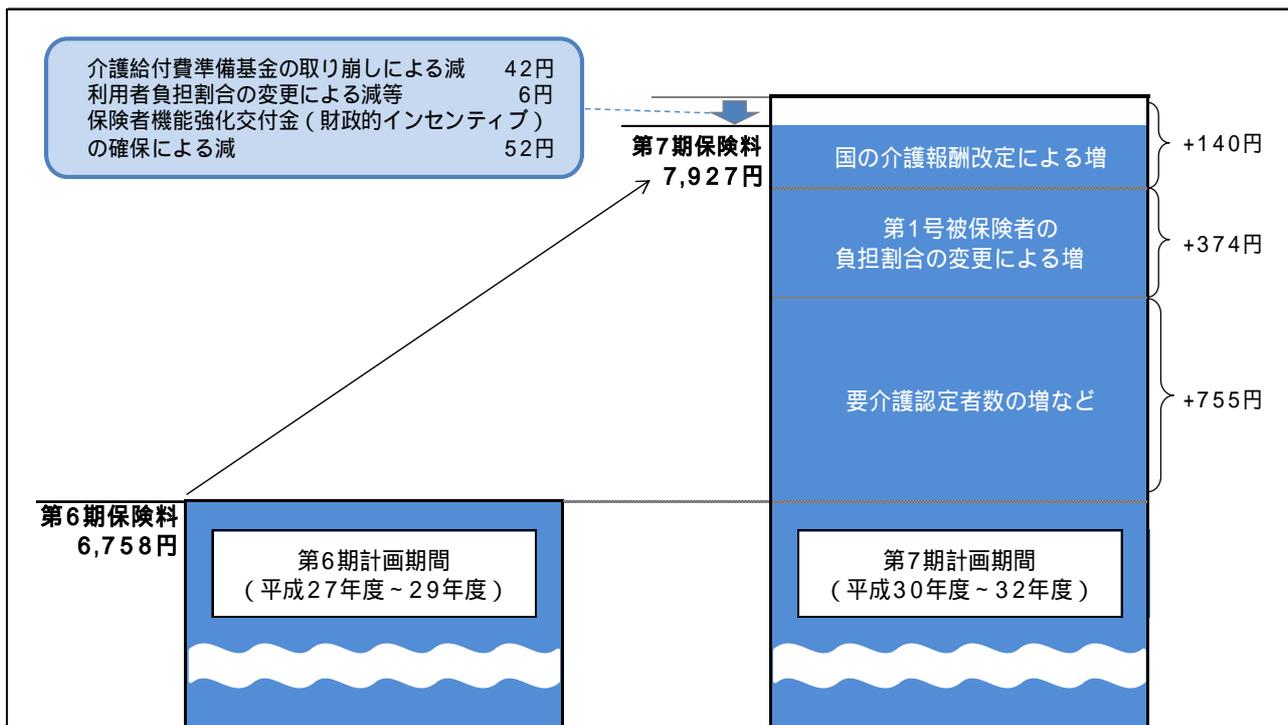
介護保険給付費の推移



介護保険料の上昇について

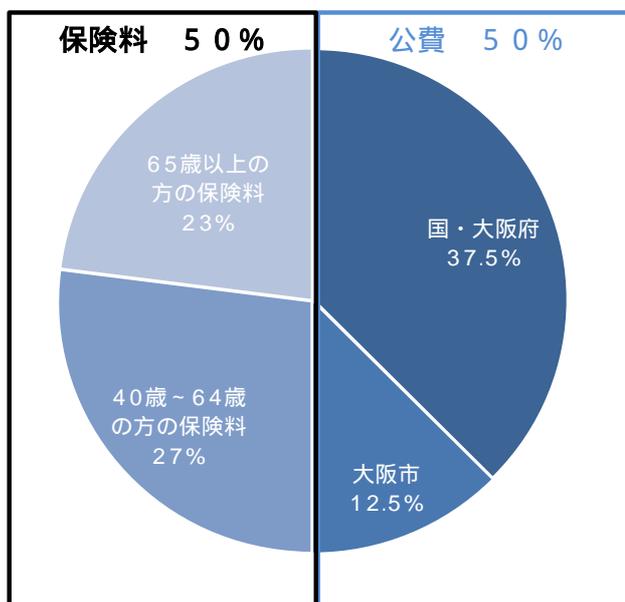
平成30年度からの第7期保険料については、要介護認定者数の増加などによる介護給付費の増加や第1号被保険者の負担割合の変更、国の介護報酬改定などの影響により上昇することとなります。こうしたことから、介護給付費準備基金の全額取崩しや保険者機能強化交付金(財政的インセンティブ)の確保に努めるなど保険料必要額の縮減を図っております。

なお、第7期保険料については、全国的にも上昇傾向となっております。



介護給付費の財源構成

- ・ 介護保険給付に必要な費用の半分を公費(国・大阪府・大阪市)で負担し、残る半分の保険料で負担します。
- ・ 65歳以上の方(第1号被保険者)の負担割合は、平成30年度より、22%から23%に変更されております。



介護保険料の軽減について

世帯全員が市町村民税非課税で生活に困窮している方に対して、保険料の軽減を行っております。

対象者

世帯全員が市町村民税非課税者で次のすべてに該当する方(生活保護受給者・養護老人ホーム入所者は除く)。

世帯の年収が次の額以下である。

1人世帯	2人世帯	3人世帯
150万円	198万円	246万円

(以降、世帯人員が1人増えるごとに48万円を加算した額)

・年間収入については、遺族年金・障がい年金などのあらゆる収入が含まれますが、介護保険料や介護保険サービス利用料などを控除することができます。

扶養を受けていない。

活用できる資産を有しない。

・預貯金、国債等が1人世帯で350万円(世帯員が1人増えるごとに100万円を加算)を超えていないこと。

・世帯単位で、自己の居住用以外に処分可能な土地または家屋を所有していないこと。

介護保険料を滞納していない。

減免内容

第4段階保険料額(年額71,343円)の2分の1に軽減します。

原則、申請月からの適用となります。

・介護保険料の軽減には申請が必要となりますので、お住いの区の区役所の介護保険の窓口でご相談ください。

お問い合わせ先

北 区 ▶ TEL 6313-9859 FAX 6313-9905

都 島 区 ▶ TEL 6882-9859 FAX 6352-4558

福 島 区 ▶ TEL 6464-9859 FAX 6462-4854

此 花 区 ▶ TEL 6466-9859 FAX 6462-0942

中 央 区 ▶ TEL 6267-9859 FAX 6264-8285

西 区 ▶ TEL 6532-9859 FAX 6538-7319

港 区 ▶ TEL 6576-9859 FAX 6572-9514

大 正 区 ▶ TEL 4394-9859 FAX 6553-1986

天王寺区 ▶ TEL 6774-9859 FAX 6772-4906

浪 速 区 ▶ TEL 6647-9859 FAX 6644-1937

西淀川区 ▶ TEL 6478-9859 FAX 6478-9989

淀 川 区 ▶ TEL 6308-9859 FAX 6885-0537

東淀川区 ▶ TEL 4809-9859 FAX 6327-2840

東 成 区 ▶ TEL 6977-9859 FAX 6972-2781

生 野 区 ▶ TEL 6715-9859 FAX 6715-9967

旭 区 ▶ TEL 6957-9859 FAX 6952-3247

城 東 区 ▶ TEL 6930-9859 FAX 6932-0979

鶴 見 区 ▶ TEL 6915-9859 FAX 6913-6237

阿倍野区 ▶ TEL 6622-9859 FAX 6621-1434

住之江区 ▶ TEL 6682-9859 FAX 6686-2040

住 吉 区 ▶ TEL 6694-9859 FAX 6694-9692

東住吉区 ▶ TEL 4399-9859 FAX 6629-4580

平 野 区 ▶ TEL 4302-9859 FAX 4302-9943

西 成 区 ▶ TEL 6659-9859 FAX 6659-9468

福祉局介護保険課 ▶ TEL 6208-8059 FAX 6202-6964